

「書面取引の義務化」の概要

- 貸切バスの運送契約における法令遵守体制の確保
 - ・ 旅行業者をはじめとする発注者と貸切バス事業者間の取引内容の明確化
 - ・ 法令に違反する契約内容での契約や運行の確認の容易化
 - ① 旅行業者・貸切バス事業者の自己確認
 - ② 監査等による事後確認

※7月1日（日）高速ツアーバスについて開始（高速ツアーバス以外の貸切バスについては7月20日（金）開始）

